

資料 2

参議院議員通常選挙の啓発に係る企画、媒体制作・  
媒体制作監理等業務

業務仕様書

令和 7 年 2 月  
岩手県選挙管理委員会事務局

この「業務仕様書」は、岩手県選挙管理委員会事務局（以下「県選管」という。）が実施する「参議院議員通常選挙の啓発に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、県選管が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や、実施すべき事項の仕様、契約に係る特記事項等を明らかにし、企画プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

次期参議院議員通常選挙において、県選挙管理委員会及び県明るい選挙推進協議会が実施する「明るい参議院議員通常選挙推進運動事業」に掲げる以下の重点目標を達成するため、多岐に渡る広報媒体を活用した企画提案を募集し、選挙の啓発及び啓発用媒体の制作等を実施するもの。

- ① 投票率の向上を図るため、若年層に対し一票の重さを自覚し、積極的に投票参加するよう呼びかけること。
- ② 期日前投票制度の利用方法や利便性及び投票日、期日前投票の期間を周知し、棄権防止に努めること。

### (2) 本業務の範囲

受託者が行う業務の範囲は、基本的に次のとおりとする。

- ① 参議院議員通常選挙の啓発業務の企画
- ② 広報媒体の制作・制作監理を含む啓発業務の実施

### (3) 業務内容

県選管が最低限実施するものと定める事項（以下「必須事項」という。）及び参加者が必要と考える企画内容（以下「自由提案事項」という。）の両者を組み合わせ、効率的・効果的な啓発業務を企画・実施する。

#### ① 必須事項

下記に掲げる業務。具体的な仕様については、【別紙1】「必須事項仕様」による。

- ア テレビCMの制作・放送
- イ ラジオCMの制作・放送
- ウ YouTube 広告
- エ 選挙啓発ポスター及びチラシの製作・発送
- オ 鉄道車両内の広告及び駅構内へのポスター掲出
- カ アンケート調査の実施（本業務の効果測定）

#### ② 自由提案事項

本業務の趣旨を踏まえた、若年層や親世代を対象とした独自企画により、事業が一層効果的に実施されるような内容の企画を提案する。

（例：親子連れ投票の推進事業、いわて明るい選挙推進サポート事業所との連携事業、高校生を対象とした投票の呼びかけ 等）

## 2 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県選管に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

- ① 受託者は、(1)の②により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。
- ② 2(1)②により報告のあった第三者が、政治的に中立かつ公正な者で、本業務の趣旨に照らし、適切に業務を履行できるか審査を行った結果、当該第三者が再委託の相手方として適切でない判断される場合、当該第三者への再委託等を認めない場合があること。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県選管は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県選管は、(1)の②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県選管に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作（製作）された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県選管に移転することとするが、その詳細については、県選管及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。